[○筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付要綱](#建設課関係)

平成25年3月13日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 告示第11号

改正　平成27年3月31日　告示第53号　　平成28年3月31日　告示第42号

　　　　　　　平成31年4月1日　告示第109号　　令和5年3月13日　告示第15号

　　　令和7年4月1日　告示第34号

（目的）

第１条　この要綱は、住民の住みよい生活環境と道路及び周辺環境保全のため、自発的に活動する団体（以下「道路愛護団体」という。）の活動支援金に関して、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（道路愛護団体）

第２条　道路愛護団体とは、区、常会及び筑北村民で組織された規約・規定のある任意の団体で、次条第１項に定める活動を行う団体をいう。

（支援対象事業等）

第３条　この支援金の対象となる事業の内容及び支援金の額は別表のとおりとし、事業の範囲は村認定道路及び村長が当該事業範囲として認めた道路（河川敷、公園、民有地を除く。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、歩道、緑地帯（ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設を含む。）の清掃、緑化（中低木のせん定を含む。）を行うものは、支援金の対象としない。

（事業実施計画書）

第４条　道路愛護団体は、筑北村道路愛護環境保全事業実施計画書（様式第１号）を村長に、原則として事業を実施する年度の５月31日までに提出するものとする。

（事業の実施）

第５条　事業の実施にあたっては、通行車両及び通行人等に支障のないように安全確保に十分留意すること。

２　作業により発生した草、ゴミ、汚泥等は愛護団体の責任において適正な処理を行うものとする。ただし、処理が困難な場合は村と協議し処理を行うものとする。

３　通行に支障がある枝の伐採を行う場合、道路愛護団体が所有者の承諾を得るものとする。

（支援金交付申請等）

第６条　道路愛護団体は、事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は事業を実施した日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付申請（請求）書（様式第２号）に必要書類を添付して、村長に提出しなければならない。

（支援金の支払）

第７条　村長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び現地確認のうえ適否を決定し、筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知し、適当と認める場合は、支援金の支払をするものとする。

（事故等の報告）

第８条　道路愛護団体は、活動中に事故等が起きたときは、速やかに筑北村道路愛護環境保全事業事故発生報告書（様式第４号）を村長に提出するものとする。なお、活動中の事故により発生した第三者との紛議については、村はその責任を負わない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、平成25年４月1日より施行する。

附　則（平成27年3月31日　告示第53号）

　この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月31日　告示第42号）

　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成31年4月1日　告示第109号）

　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月13日　告示第15号）

　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和7年4月1日　告示第34号）

　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 支援事業の内容（実施基準等） | 支援金の額等 |
| 沿道草刈事業 | 道路沿いの草刈、通行に支障がある  枝の伐採を行うもの。  （１）道路愛護団体の作業延長は  　　　２００ｍ以上とし、１０ｍ  　　　単位とする。  （２）作業の幅は、道路路肩及び  　　　法面０．５ｍ以上とする。  （３）両側・片側の区別は設けない。 | 事業実施道路延長１０ｍにつき４５０円（年度内１路線２回を限度とする。） |
| 沿道側溝清掃事業 | 道路沿いの側溝（農業用用排水路は除く。）の清掃を行うもの。  （１）道路愛護団体の作業延長は  実延長で１００ｍ以上とし  １０ｍ単位とする。 | 事業実施道路延長１０ｍにつき５００円（年度内１路線１回を限度とする。） |

様式第１号(第４条関係)

筑北村道路愛護環境保全事業実施計画書

　　　年　　月　　日

　　筑北村長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付要綱第３条第１項の事業を実施したいので、同要綱第４条の規定により、下記のとおり計画書を提出いたします。

記

　１．事業実施計画の概要

　（１）実施予定路線名、区間及び延長

・沿道草刈事業　　　　　　　　　　ｍ

・沿道側溝清掃事業　　　　　　　　ｍ

　（２）実施予定年月日

　２．添付書類　　　実施予定箇所位置図

様式第２号（第６条関係）

筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付申請（請求）書

年　　月　　日

筑北村長　　　　　　　　　様

団体名

代表者住所

代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

道路愛護環境保全事業を下記のとおり実施したので、筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付要綱第６条の規定により申請（請求）します。

記

１．事業実績の概要

　　（１）実施路線名、区間及び延長

　　（２）実施年月日

２．支援金請求額　　　　　　　　　　　　　円

　　　内訳　（延長）　　沿道草刈事業　　　　　　　ｍ×４５円＝　　　　　　　円

　　　内訳　（延長）　　沿道側溝清掃事業　　　　　ｍ×５０円＝　　　　　　　円

３．振　込　口　座

|  |  |
| --- | --- |
| 口座名義人 |  |
| 金融機関 | 銀行  農協　　　　　　支店（所）  信金 |
| 口座番号 | 普・当 |

４．添　付　書　類　　活動状況写真（実施前・実施状況・実施後）

　　　　　　　　　　　実施箇所位置図

様式第３号（第７条関係）

筑北村道路等愛護環境保全事業支援金交付決定（却下）通知書

筑建第　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者　　　　　　　　　　様

筑北村長

　　年　　月　　日付で申請のあった筑北村道路愛護環境保全事業支援金については、下記のとおり決定（却下）したので、筑北村道路愛護環境保全事業支援金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１．交　付

　　　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２．却　下

　　　却下理由

様式第４号（第８条関係）

筑北村道路愛護環境保全事業事故発生報告書

年　　月　　日

筑北村長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　㊞

道路愛護環境保全事業実施中に、下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

　　受傷者　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　年齢

事故発生日時　　　　　　　　年　　月　　日　　時　　分頃

事故発生場所

　　事故の原因、状況等